

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	定例庁議	
開催日時	平成29年8月10日（木） 午前 9時55分から 午前10時55分まで	
開催場所	市役所 別館3階 市長公室	
出席者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、内田健康づくり部長、澤田都市建設部長、小野里会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、比留間生涯学習部長、塩野監査委員事務局長 （担当課1） 望月こども未来課長、高島同課長補佐、高橋同課専門員兼こども未来係長 （事務局） 太田市長公室次長兼政策企画課長、新井同課長補佐、同課政策企画係臼倉主任、稲葉市長公室参事兼秘書課長	
会議内容	1 児童館建設工事基本設計（案）について 2 平成29年第3回朝霞市議会定例会提出議案について	
会議資料	【議題1】 ・資料1 児童館建設工事基本設計（案）の概要 ・資料2 児童館建設工事基本設計（案）について ・資料3 児童館建設工事基本方針 ・資料4 児童館建設工事基本方針に対する設計への反映について 【議題2】 ・平成29年第3回朝霞市議会定例会提出議案	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	

その他の 必要事項	
--------------	--

【議題】

- 1 児童館建設工事基本設計（案）について

【説明】

（担当課 1：望月こども未来課長）

児童館建設工事基本設計（案）の概要について、説明する。

資料 1 の 1. 建設概要は、「アクションプラン」をはじめ、「第 5 次朝霞市総合計画」や「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」に基づく、市内 6 館目の児童館を本町 2 丁目 3 番地内の、あかね公園に隣接する市有地に建設するもので、朝霞駅南口近くの中心市街地の立地を生かし、中高生の居場所としての機能も兼ね備えた、多くの子どもたちの利用の促進を目指している。

次に、2. 設計の基本コンセプトについては、「朝霞市児童館運営協議会」における検討結果を踏まえ、市として定めた、資料 3 の児童館建設工事設計基本方針に位置付けている。

次に、3. 敷地概要及び 4. 建物概要については、3 ページの既設児童館との施設等比較一覧のとおり、敷地面積は、最も狭小であるが、延床面積は、全体で最も広い児童館となっている。

次に、2 ページ、5. 施設の概要については、資料 2 の児童館建設工事基本設計（案）についての、1 階からの平面図も合わせてご覧いただきたい。

風除室（玄関）は、北側の中央に配置し、事務室とロビーを設け、事務室内から、ロビー全体などを見渡せるほか、屋外の駐輪場やあかね公園も見えるように配慮している。

事務室内には、職員用の更衣室と具合が悪くなった利用者の静養場所や相談室としても利用できる、静養室兼相談室を設けている。

次に、2 階の平面図について、乳幼児と保護者の利用を想定したプレイルームと授乳室や図書室を配置し、それぞれ床暖房設備を設置する予定である。

ホールは、保護者と乳幼児の遊び場所のほか、子どもたちを見守りながら、保護者同士が情報交換できるスペースとして計画している。

また、多目的トイレについては、乳幼児の利用に対応できるように幼児用シャワーやおむつ買え台等の設備も設置する。

次に、3 階の平面図、多くの子どもたちが参加する事業等を行なう集会室と活動室を配置し、それぞれの部屋を可動式の間仕切りで仕切り、イベントなどで広く使用する際

は、間仕切りを動かして一体で利用できるように計画しているほか、活動室には、調理ができるように、調理器具と流し台を設置する予定である。

また、ホールについては、主に中高生が勉強や読書、飲食などができるフリースペースとしての活用を想定した工夫を施す予定である。

次に、4階の平面図、遊戯室を配置しているが、天井が低いため、バスケットボールやバドミントンなどは行えないものの、壁の一部には、健康増進の一環として、ボルダリングの設備を設置する予定である。

次に、地下1階の平面図、近隣住民への騒音に配慮し、ダンスや音楽活動などに利用できる多目的スタジオを配置し、大きな鏡を設置する計画である。

次に、1階の平面図に戻り、外構部は、障がい者用及び公用車用の駐車スペースを各1台と20台程度の駐輪場のほか、風除室内及び駐輪場の脇には、20台程度のベビーカーを置くスペースを確保している。

緑化・植栽は、主に低木による植栽とし、防犯上、死角が生まれないように配慮する。

その他、空調設備については、電気による個別空調方式とし、各部屋で制御できるように計画しており、空調設備の室外機は、3階と4階のバルコニーに設置し、併せて防音対策を施す予定である。

建物内の昇降については、地下1階から4階まで乗降できる11人乗りのエレベーターを設置し、車いすの利用が可能なものとする。

避難経路については、災害発生時や緊急時に2方向から避難できるように、1階から4階までは、外階段を設けており、地下の多目的スタジオについては、外部に出るための避難梯子を設置する予定である。

次に、資料4の児童館建設工事設計基本方針に対する設計への反映については、81項目の仕様について、現時点で、設計にどう反映しているかを項目ごとにまとめたものである。

なお、決定されていない部分等は、今後、実施設計を進めていく中で、詳細な検討を行う。

次に、6. 今後の主なスケジュールについては、本日、ご承認いただいた後に、9月定例会市議会中に全員協議会を開催していただき、本案件を報告・説明する予定である。

また、実施設計を含む本設計業務は、今年12月18日までに完了し、その後、建設工事の入札の手続きを進めたうえで、平成30年には工事に着手し、平成31年8月までに竣工し、同年10月のオープンを目指して引き続き、準備を進めていく。

最後に、7. 本事業の予算は、平成28年度から平成31年度までの継続費を設定し、

総額で6億3,438万2千円を計上している。

なお、本設計業務は、8社による指名競争入札の結果、渋谷区にある、株式会社 翔設計 本店が請け負っている。

[平成29年8月7日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件は、8月7日に行われた政策調整会議において審議し、主な質疑と、その結果についてご報告する。

まず、基本設計の元となる児童館建設工事設計基本方針の策定経過と委員構成に関する意見があり、基本方針は、児童館利用団体や関係団体、児童委員、知識経験者、市議会議員で構成する児童館運営協議会においてとりまとめたものである。

次に、基本方針に対し市民の意見を聞いているかとの意見があり、基地跡地内の公務員宿舎朝霞住宅整備事業の付帯施設として、児童館の建設を検討した際のアンケート結果や、第5次朝霞市総合計画や朝霞市子ども・子育て支援事業計画のヒアリング、アンケートなどを参考とした。

次に、自転車置き場が20台程度であるが、利用が多い時期はどうするかとの意見があり、夏休みやイベントの際は、あかね公園の利用をみどり公園課と協議する。

次に、あかね公園との連携についてどう考えているかとの意見があり、図面では、あかね公園との間にフェンスが設置されているが、フェンスの一部を門扉にし、公園から新児童館を利用できるようにしたい。また、児童館の事業の中で公園を利用した企画を検討し、公園との連携を図っていく。

次に、新児童館には鑑賞室がないとの意見があり、児童館の施設は、国が示す要綱で定める必須の施設は備えなければならないが、それ以外は面積が狭いことを踏まえ、児童館運営協議会において必要な施設を検討した。

次に、基本方針に、トイレは「各階に女性用、男性用、多目的用のいずれかを1つ設置する」とある。基本設計（案）では、各階に多目的トイレがあり、1階と4階に男子トイレ、3階に女子トイレが設置されているが設置の仕方はどのように決めたのかとの意見があり、トイレは、各階に男女と多目的トイレの設置が望ましいが、面積上、各階に男女両方のトイレを配置することが難しい。運営協議会によりこの配置になっている。

次に、地下の多目的トイレは、女性は男女兼用の多目的トイレには入らないし怖くて利用できない。女性職員やお母さんが多数来ることから、人の目が多い1階に女子トイ

レを設置することが望ましい。女性のトイレをもう少し考慮すべきである、といった意見が出された。

次に、既存の児童館のトイレの配置状況はどうかとの意見があり、新児童館の面積と同等のみぞぬま児童館では男女のトイレ、多目的トイレが1つずつ設置されている。新児童館もトイレの数は変わらないが、階層を重ねたことによって多目的トイレが多くなっている。

次に、新しい公共施設は災害に強いLPガスを検討すると議会で答弁しているが、災害時の使用可能な燃料は考慮したかとの意見があり、プロパンガスから電気をつくる分散型エネルギーの検討では、50kgのボンベ16本が必要となり、バルクタンク式では、保安距離が必要で、ガスボンベと合わせて、19㎡程度の面積が必要であることなど面積の余裕がなく断念した。

次に、屋上緑化や太陽光発電は検討したかとの意見があり、屋上にはキュービクルを置く。さらに太陽光を置くと、重量的な制限から柱を太くするなど施設の構造が変わってしまう。また、反射による近隣マンションへの影響など、検討したが設置しないこととした。

次に、植樹帯と道路側の境はどのように処理するのか。雨水の処理をどのように考えているかとの意見があり、実施設計の段階で関係課と協議する。

次に、隣接住宅の境界には植樹などしないのか。また、住宅の方と調整しているのかとの意見があり、南側の住宅の方が垣根の植樹をされているので何かを植えることは考えていない。住民の方からプライバシーに対する配慮などの話をいただいております、配慮している。

次に、新児童館は各児童館の中央的な役割を持たせるのではないのかとの意見があり、当初、新児童館は5館を統括する機能を考えていたが、制約がある中で、センター機能のために、事務室などの設備を広くするよりも利用者の利用が優先されるべきとの考えから、センター機能は、現時点では考えていない。ただし、中高生の居場所づくりとしての機能は残っている。

次に、路上駐車が心配されるが対策は考えているかとの意見があり、駐車場がないことを周知し指導を徹底する。民間のコインパーキングも周知する。

次に、全体の仕上げや外装のデザイン、意匠などどのように考えているのか。他の公共施設とのバランスや、メンテナンス費用などしっかり検討していただきたいとの意見があり、現在の検討の中で、タイルで覆う案も出たが、費用がかかりメンテナンスも負

担になることを考慮して、吹き付けなどを検討している。

そのほか、施設名称、開館時間、部屋の面積や貸出時間などでの意見もあった。

これらの意見を実施設計において反映させるべきものとし、指摘のあった相談室やトイレの表記の必要な修正を行い、原案の基本設計案を了承し庁議に諮ることとした。

[質疑等]

(富岡市長)

トイレの配置は変更したということか。

(神田市長公室長)

トイレの配置は、様々な指摘があり、詳細な実施設計の段階でよく検討することとしている。

多目的トイレについて男女兼用との表記を修正したものの、基本方針(案)において配置の変更はしていない。

(富岡市長)

自転車の駐輪については通勤・通学の目的で停めてしまう場合もありうるので、しっかり対応してもらいたい。

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

2 平成29年第3回朝霞市議会定例会提出議案について

【説明】

議案第31号 平成28年度朝霞市一般会計歳入歳出決算認定について

(上野総務部長)

平成28年度の決算額は、歳入が、402億6,121万3,797円となり、歳出は、391億9,548万7,917円で、歳入歳出差引残額は、10億6,572万5,880円となった。

この残額から、継続費繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越し繰越額を差し引いた翌年度繰越額は、10億505万3,938円である。

以下、歳入歳出の概要を申し上げる。

まず、歳入であるが、市税は、216億3,475万5,452円で、歳入総額の53.7パーセントを占めている。

地方譲与税は、自動車重量譲与税などで、2億1,552万4,000円となり、地方消費税交付金は、18億5,569万5,000円の交付となっている。

地方交付税は、普通交付税2億8,287万4,000円、特別交付税1億1,856万7,000円が交付されている。

分担金及び負担金は、保育園入園児童保護者負担金などで、8億5,745万2,180円となり、使用料及び手数料は、斎場、自転車等駐車場の使用料、一般廃棄物処理手数料などで、7億3,974万9,343円となっている。

国庫支出金は、児童手当交付金、生活保護費負担金や保育所等整備交付金などで、74億1,156万6,604円となっている。

県支出金は、施設型給付負担金、児童手当負担金をはじめ、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金、個人県民税徴収委託金などで、23億9,016万6,566円となっている。

繰入金は、介護保険特別会計や財政調整基金の繰入金などで、6,567万1,322円となっている。

繰越金は、前年度からの繰越事業に係る分を含めて、10億7,422万1,789円となっている。

諸収入は、学校給食費受入金や預託金の返還金などの貸付金収入のほか、資源ごみ売払代金などで、13億4,170万1,095円である。

市債は、庁舎施設耐震化事業債、道路用地購入事業債、臨時財政対策債など16件で、16億8,609万円の借入れとなっている。

以上が歳入の主なものである。

次に歳出であるが、議会費は、会議録調製委託料などで、2億8,022万2,463円を支出し、総務費は、庁舎の耐震化工事や市民会館、市民センターなどに係る指定管理料などで、53億3,176万1,881円を支出している。

民生費は、介護給付・訓練等給付費負担金や児童手当をはじめ、子どものための教育・保育給付負担金や生活保護費などのほか、介護保険特別会計や国民健康保険特別会計への繰出金などで、201億143万6,066円となっている。

衛生費は、各種個別予防接種、がん検診のほか、健康増進センターの指定管理料や、可燃ごみ収集運搬委託料などで、27億7,829万5,724円を支出し、農林水産業費は、市民農園管理委託料などで、6,440万6,912円となっている。

商工費は、小口等融資貸付預託金や産業文化センターの指定管理料などで、2億3,253万6,238円を支出している。

土木費は、観音通線の整備や自転車駐車場等の指定管理料などのほか、下水道事業特別会計への繰出金などで、25億6,026万5,816円となっている。

消防費は、朝霞地区一部事務組合負担金や消防団の活動に係る経費などで、13億185万36円を支出している。

教育費は、学校の給食賄(まかない)材料費や総合体育館、公園体育施設の指定管理料などで、35億5,645万5,824円となっている。

公債費は、29億8,680万9,645円を支出している。

以上が歳出の主なものであるが、この中には前年度からの繰越事業分も含まれている。

以上が、歳入歳出決算の概要である。

[質疑等]

なし

議案第32号 平成28年度朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(内田健康づくり部長)

平成28年度の決算額は、歳入は135億2,082万1,187円、歳出は133億4,089万7,005円で、歳入歳出差引残額は、1億7,992万4,182円となった。

歳入歳出の概要では、まず、歳入では、国民健康保険税は、31億1,569万308円で、歳入総額に占める割合は23.05パーセントである。

国庫支出金は、療養給付費等負担金などで、24億6,901万8,061円、前期高齢者交付金は、24億7,853万2,749円が交付されている。

共同事業交付金は、保険財政共同安定化事業交付金などで、30億9,758万8,494円、繰入金は、一般会計繰入金で、10億104万4,954円である。

歳入全体では、前年度と比較すると、3.75パーセントの減少となっている。

次に、歳出では、保険給付費は、療養給付事業や高額療養費支給事業などで、74億2,554万6,032円となり、歳出総額に占める割合は、55.65パーセントとなった。

後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援事業などで、16億3,494万925円、介護納付金は、介護納付事業で、5億9,988万9,026円、共同事業拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出事業などで、33億6,630万62円を支出しており、保健事業費は、特定健康診査等事業などで、1億3,837万9,945円である。

歳出全体では、前年度と比較すると、3.45パーセントの減少となっている。

以上が、歳入歳出決算の概要である。

[質疑等]

なし

議案第33号 平成28年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(澤田都市建設部長)

はじめに、平成28年度の決算額は、歳入が、17億9,578万3,247円となり、歳出は、16億5,470万1,212円で、歳入歳出差引残額は、1億4,108万2,035円となり、この残額から、繰越明許費繰越額1,831万円を差し引いた翌年度繰越額は、1億2,277万2,035円である。

以下、歳入歳出の概要を申し上げます。

まず、歳入であるが、分担金及び負担金は、和光市及び新座市との協定に基づく公共

下水道相互利用の維持管理費負担金のほか、下水道事業受益者負担金などで、4,063万2,581円となっている。

使用料及び手数料は、下水道使用料の現年度分及び滞納繰越分などで、8億9,135万5,488円となっている。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金で、1億2,620万円となっており、繰入金は、一般会計から、3億910万3,000円を繰り入れ、繰越金は、前年度繰越金で、1億2,889万932円となっている。

諸収入は、水洗便所改造資金融資預託金返還金や消費税還付金などで、1,330万1,246円となり、市債は、公共下水道事業債及び流域下水道事業債で、2億8,630万円を財政融資資金から借入れたものである。

次に、歳出であるが、下水道総務費の一般管理費で、職員人件費、料金徴収業務委託料や事務経費などで、1億9,023万333円を支出した。

次に、下水道事業費のうち、汚水維持管理費は、施設等修繕料、下水道台帳作成委託料などで、6,381万5,777円を支出し、雨水維持管理費は、施設等修繕料、田子山下水路費負担金などで、5,449万4,626円を支出した。

また、汚水建設費は、旧暫定逆線引き地区の汚水管工事などで、7,042万4,720円を支出し、雨水建設費は、設計委託料、雨水管工事、止水板設置費補助金などで、3億8,780万1,899円を支出した。

流域下水道事業費は、荒川右岸流域下水道事業の維持管理負担金及び事業費負担金で、5億9,152万555円を支出した。

公債費は、市債の元利償還金で、2億9,641万3,302円を支出した。

なお、平成28年度末における公共下水道の普及率は、97.6パーセントである。

以上が歳入歳出決算の概要である。

[質疑等]

なし

議案第34号 平成28年度朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(内田健康づくり部長)

平成28年度の決算額は、歳入が63億4,961万7,314円、歳出が59億3,971万2,658円で、歳入歳出差引残額は、4億990万4,656円となった。

歳入歳出の概要では、まず、歳入について、保険料は、65歳以上の第1号被保険者分として14億2,831万2,190円となり、歳出総額に占める割合は、22.49パーセントを占め、前年度と比較して3.39パーセント増加している。

国庫支出金は、介護給付費負担金などで、12億9,168万2,800円、支払基金交付金は、介護給付費交付金などで、15億8,048万3,546円、県支出金は、介護給付費負担金などで、9億3,311万7,570円、繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金を合わせ、9億2,380万3,962円である。

歳入全体では、前年度と比較すると、9.56パーセントの増加となっている。

次に、歳出では、総務費は、賦課徴収事業や介護認定審査事業などで9,837万1,101円、保険給付費は、居宅介護等サービス給付費負担金や施設介護サービス給付費負担金などで、54億6,517万9,078円となっている。

地域支援事業費は、介護予防事業や、包括的支援事業・任意事業に係る委託料などで、1億1,446万7,787円で、基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立金などで、1億7,459万3,875円となっている。

歳出全体では、前年度と比較すると、2.49パーセントの増加となっている。

以上が、歳入歳出決算の概要である。

[質疑等]

なし

議案第35号 平成28年度朝霞市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(内田健康づくり部長)

平成28年度の決算額は、歳入が、11億2,781万7,446円、歳出は、11億2,372万2,792円で、歳入歳出差引残額は、409万4,654円である。

歳入歳出の概要では、まず歳入について、後期高齢者医療保険料は、9億4,628万1,050円、繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金で、1億7,513万7,671円、繰越金は、前年度繰越金で404万4,427円となっている。

歳入全体では、前年度と比較すると、5.80パーセントの増加となっている。

次に、歳出について、総務費は、一般管理事務費と保険料の徴収事業で、1,373万4,004円、後期高齢者医療広域連合納付金は、11億687万2,261円、諸支出金は、保険料還付金などで311万6,527円を支出している。

歳出全体では、前年度と比較すると、5.82パーセントの増加となっている。

以上が歳入歳出決算の概要である。

[質疑等]

なし

議案第36号 平成28年度朝霞市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
(佐藤水道部長)

はじめに、業務の状況であるが、平成28年度末の給水人口は、13万7,271人で、前年度と比較すると、950人、0.7パーセントの増加となった。

平成28年度末の給水戸数は、6万3,056戸で、普及率は、100パーセントである。

年間総給水量は、1,506万6,188立方メートルで、このうち県水受水量は、1,076万2,156立方メートルで、受水率は、71.4パーセントである。

また、年間総有収水量は、1,370万1,730立方メートルで、前年度と比較して、6,179立方メートルの減少となった。

次に、平成28年度の決算の概要を申し上げる。

まず、収益的収入及び支出についてであるが、収益的収入の決算額は、23億3,5

01万2,373円で、主なものは、収入総額の78.7パーセントを占める水道料金で、その他、水道利用加入金などである。

収益的支出の決算額は、20億3,092万9,462円で、主なものは、支出総額の35.4パーセントを占める県水受水費で、その他、職員人件費、委託料、修繕費、減価償却費及び企業債利息などである。

収益的収支の差引金額は、3億408万2,911円となった。

次に、資本的収入及び支出についてであるが、資本的収入の決算額は、7億3,511万4,477円で、主なものは、企業債で、7億2,800万円のほか、舗装復旧工事負担金、消火栓設置工事負担金などである。

資本的支出の決算額は、11億3,106万9,367円で、主なものは、建設改良費で、水道施設耐震化事業のほか、老朽管更新及び水圧不足改善事業のための配水管布設替工事などを実施した。

また、企業債償還金は、財務省及び地方公共団体金融機構への元金償還金である。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億9,595万4,890円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補てんした。

また、剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金のうち、4,294万7,638円を資本金へ組み入れるとともに、今後の水道事業の運営に的確に対応していくため、減債積立金及び建設改良積立金に、それぞれ1億1,000万円を積み立てる案とした。

以上が、剰余金の処分及び決算の概要である。

[質疑等]

なし

議案第37号 平成29年度朝霞市一般会計補正予算（第1号）

（上野総務部長）

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、12億3,517万4,000円の増額で、これを含めた累計額は、407億517万4,000円となっている。

以下、歳入歳出の概要を申し上げる。

まず、歳入であるが、地方特例交付金は、交付額の確定により、248万3,000円増額している。

地方交付税は、普通交付税の算定結果にともない、普通交付税を、6,123万5,000円増額している。

国庫支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金などを増額する一方、社会資本整備総合交付金を内示にともない減額することなどにより、6,117万8,000円減額している。

県支出金は、新たに、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金を計上するほか、子どものための教育・保育給付費負担金などを増額することにより、3,199

万円増額している。

財産収入は、新たに、テレビ埼玉株主配当金を計上し、4万2,000円増額している。

寄附金は、民生費指定寄附金など63件の指定寄附金の受け入れをしている。

繰入金は、財政調整基金繰入金を増額するほか、介護保険特別会計などの決算による精算金を繰り入れることにより、1億5,031万6,000円増額している。

繰越金は、平成28年度決算にともない、前年度繰越金を5億5,505万3,000円増額している。

諸収入は、国・県支出金過年度収入のほか、各種施設の指定管理料の精算金などを計上し、2億7,017万1,000円増額している。

市債は、臨時財政対策債を減額する一方、新たに博物館施設整備事業債を計上するほか、観音通線整備事業債などを増額することにより、2億2,397万2,000円増額している。

次に、歳出であるが、総務費は、市民会館の消防設備改修やコミュニティセンターの照明設備改修の経費を計上するほか、平成28年度決算による前年度繰越金を財政調整基金に積み立てることなどにより、6億2,611万3,000円増額している。

民生費は、子どものための教育・保育給付負担金などを増額するほか、平成28年度実績額の確定により、障害者医療費負担金や生活保護費負担金に係る返還金などを計上することにより、2億177万9,000円増額している。

衛生費は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金や健康増進センターの施設改修に係る経費を新たに計上する一方、ごみ処理施設建設の延期にともない、ごみ処理施設整備計画策定委託料を減額することにより、1,019万2,000円減額している。

商工費は、旧朝霞第四小学校跡地に係る不動産鑑定手数料を新たに計上することにより、200万円増額している。

土木費は、観音通線整備に係る経費や道路改良、道路舗装工事に要する経費を増額するほか、新たに市内循環バス停留所工事や歩道橋点検費負担金などを計上することにより、2億4,604万5,000円増額している。

教育費は、博物館の施設整備に係る経費のほか、北朝霞公園野球場や青葉台公園テニスコートの改修経費などを新たに計上することにより、2億1,084万9,000円増額している。

公債費は、借入額の確定にともない、4,142万円減額している。

次に、第2表継続費補正は、ごみ処理施設整備計画策定事業について、事業費総額及び年割額を変更するものである。

第3表繰越明許費は、都市計画決定図書作成等事業など3事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。

第4表債務負担行為補正は、ごみ処理施設整備運営事業を廃止するものである。

第5表地方債補正は、新たに博物館施設整備事業を追加するほか、観音通線整備事業

や臨時財政対策債など4件の地方債について、借入限度額の変更を行うものである。

以上が、今回の補正概要である。

[質疑等]

なし

議案第38号 平成29年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

(内田健康づくり部長)

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億509万4,000円の増額で、これを含めた累計額は、138億4,207万5,000円となる。

歳入歳出の概要では、歳入については、国庫支出金は、後期高齢者支援金の減額、前期高齢者交付金及び介護納付金の増額に伴い、療養給付費等負担金を、1,784万1,000円増額し、前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの決定通知に基づき327万円を増額している。

県支出金は、国庫支出金と同様の理由により、財政調整交付金を401万4,000円増額している。

繰越金は、平成28年度決算額の確定により、7,992万4,000円を増額し、諸収入は、老人保健医療費拠出金還付金として4万5,000円増額するものである。

次に、歳出については、社会保険診療報酬支払基金からの支払額決定通知に基づき、後期高齢者支援金等を461万4,000円減額し、前期高齢者納付金等を6万2,000円、介護納付金を、6,357万1,000円それぞれ増額している。

基金積立金は、平成28年度決算額の確定により、今回の1号補正における歳入歳出の差引額1,947万2,000円を保険給付費支払基金等積立事業に積立するものである。

諸支出金は、実績に伴う療養給付費等負担金返還金などの償還金で、2,660万3,000円を増額している。

以上が、今回の補正予算の概要である。

[質疑等]

なし

議案第39号 平成29年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算（第1号）

(澤田都市建設部長)

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、1億7,337万2,000円の増額で、これを含めました累計額は、16億9,591万1,000円となっている。

以下、歳入歳出の概要を申し上げます。

まず、歳入であるが、国庫支出金は、社会資本整備総合交付金を内示にともない、1,810万円減額している。

繰越金は、平成28年度決算の確定にともない、前年度繰越金を、1億277万2,000円増額している。

市債は、公営企業会計移行事業債を減額する一方、公共下水道事業債を増額することにより、8,870万円増額している。

次に、歳出であるが、下水道総務費は、公営企業会計移行支援業務委託料を減額する一方、一般会計繰出金を新たに計上することにより、4,519万4,000円増額している。

下水道事業費は、下水道ストックマネジメント基本計画策定委託料を減額する一方、根岸台第1幹線第6工区の雨水管工事などを増額することにより、1億2,817万8,000円増額している。

次に、第2表継続費補正は、公営企業会計移行事業及び下水道ストックマネジメント基本計画策定事業について、総額及び年割額を変更するものである。

第3表地方債補正は、公営企業会計移行事業及び公共下水道事業の借入限度額の変更を行うものである。

以上が、今回の補正概要である。

[質疑等]

なし

議案第40号 平成29年度朝霞市介護保険特別会計補正予算（第1号）

(内田健康づくり部長)

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ4億1,008万1,000円の増額で、これを含めた累計額は、66億4,790万4,000円となる。

歳入歳出の概要では、まず、歳入については、平成28年度分の実績確定に伴い、国庫支出金は1,000円減額し、支払基金交付金は17万9,000円増額するもので、繰越金は、平成28年度決算額の確定により、前年度繰越金として4億990万3,000円増額するものである。

次に、歳出については、基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立金を1億1,247万9,000円増額するもので、諸支出金は、平成28年度決算額の確定により、国、県、支払基金への返還金及び一般会計繰出金で2億9,760万2,000円を増額するものである。

以上が、今回の補正予算の概要である。

[質疑等]

なし

議案第41号 平成29年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

(内田健康づくり部長)

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ409万3,000円の増額で、これを含めた累計額は12億891万8,000円となります。

歳入歳出の概要では、歳入については、繰越金は、平成28年度決算額の確定により、

前年度繰越金として、４０９万３，０００円を増額するものである。

次に、歳出について、後期高齢者医療広域連合納付金は、平成２８年度の出納整理期間分の後期高齢者医療保険料として、３１５万８，０００円を、諸支出金は、一般会計繰出金として９３万５，０００円をそれぞれ増額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

[質疑等]

なし

議案第４２号 朝霞市情報公開条例及び朝霞市個人情報保護条例の一部を改正する条例
(神田市長公室長)

改正内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、個人情報の保護に関する法律等が改正されたことにともない、非公開情報の対象となる個人に関する情報の明確化や個人情報の定義について見直しを行う等、必要な改正を行ったものである。

なお、これらの改正については、公布の日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第４３号 朝霞市税条例の一部を改正する条例
(上野総務部長)

改正内容については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行などにとともに、個人市民税においては、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われたことから、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改正するものである。

固定資産税においては、保育の受け皿整備の促進のための事業等について、地域決定型地方税制特例措置による課税標準の特例割合を規定するほか、居住用超高層建築物に係る課税の見直しにとともに、算定方法に係る規定の整備を行うものである。

また、軽自動車税においては、字句の整理を行うものである。

なお、これらの改正のうち、個人市民税の控除対象配偶者に関する改正については、平成３１年１月１日から、軽自動車税に関する改正については、平成３１年１０月１日から、その他の改正については、公布の日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第４４号 朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例
(上野総務部長)

改正内容については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行などにとともに、地域決定型地方税制特例措置が導入されたことから、都市計画税の課税標準の特例割合を新たに規定するほか、引用条項の整備などを行うものである。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第45号 朝霞市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例

(三田福祉部長)

改正内容については、市内の公設公営保育園で実施している延長保育について条例に位置づけ、延長保育を実施する時間及び保育料等を定めるものである。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第46号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

(三田福祉部長)

改正内容については、子ども・子育て支援法施行令等の改正にともない、認定こども園等に通園する世帯の保育料を軽減し、施設の名称変更等について字句の整理をするものである。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第47号 朝霞市都市公園条例の一部を改正する条例

(澤田都市建設部長)

改正内容については、都市公園における電柱、公衆電話所、仮設工作物等の占用物件に対する占用料について、市道における占用料と同等の内容とするため、改正するものである。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第48号 朝霞市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(澤田都市建設部長)

改正内容については、本年4月1日に道路法施行令が改正され、国道における占用料が改定され、その際に用いられた占用料の算出基準が従来のものから変更されたことを受け、本市の市道における占用料について、当該算出基準を準用し、本市の最新の固定資産税評価額を用いて改正するとともに、条文の字句の整理を行うものである。

なお、この改正については、平成30年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第49号 市道路線の認定について

(澤田都市建設部長)

今回認定する路線は、開発行為にともなう4路線で、都市計画法第40条の規定により帰属された道路を認定するものである。

[質疑等]

なし

議案第50号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて

(上野総務部長)

朝霞市推薦の人権擁護委員のうち、久瀬(くぜ)逸(いつ)子(こ)氏の任期が平成29年1月31日をもって満了となるが、同氏を再び委員に推薦いたしたく、ここに提案する次第である。

久瀬氏の経歴については、経歴書を添付しているので、御参照いただきたいと存じますが、平成21年1月から人権擁護委員として御活躍中であり、次期の任期についても引き続きお願いできればと考えている。

久瀬氏は、人格、識見ともに高く、人権の擁護に関し深い理解と経験を有し、人権擁護委員として最適の方であると確信している。

[質疑等]

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【閉会】